

日時：H31. 1. 24（木）10:00～12:00

場所：1001 会議室（那覇市役所本庁 10 階）

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

- (1) 那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱の改正について

〔説明担当部署：企画財務部 企画調整課〕

- (2) 「校区まちづくり協議会支援事業」の進捗状況について

〔説明担当部署：市民文化部 まちづくり協働推進課〕

- (3) いじめ・不登校の現状と取り組みについて

〔説明担当部署：学校教育部 学校教育課、教育相談課〕

4 その他（事務連絡）

5 閉会

◇総合教育会議 構成員

職 名	氏 名	任期
市長	城間 幹子	平成 30 年 11 月 18 日～平成 34 年 11 月 17 日
教育長	田端 一正	平成 30 年 4 月 8 日～平成 33 年 4 月 7 日
教育委員 (教育長職務代理者)	本仲 範男	平成 27 年 10 月 5 日～平成 31 年 10 月 4 日
教育委員	比嘉 佳代	平成 28 年 4 月 4 日～平成 32 年 4 月 3 日
教育委員	喜屋武 裕江	平成 30 年 1 月 5 日～平成 34 年 1 月 4 日
教育委員	平良 浩	平成 30 年 4 月 8 日～平成 34 年 4 月 7 日

那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱

旧	新
那覇市は、人や地域の力のつながりを幾重にも重ねる「ひと つなぐ まち」の実践という市政運営の基本姿勢の下、子どもの笑顔があふれるまちの実現に向け、市長と教育委員会の連携・つながりにより、次のことを大綱として教育及び文化の振興に関する施策を推進します。	平成30年度からスタートした第5次那覇市総合計画では、子ども・教育・文化に関わるめざすまちの姿として「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA」を掲げ、子どもたちへの支援や教育・文化に対する新たな政策を定めました。 これまでの大綱を受け継ぎ、ここに第5次那覇市総合計画に定めた政策の実現に向け新たな大綱を定め、教育及び文化振興に関する施策を教育委員会とともに推進していきます。
1 人間性豊かな人材の育成 学校・家庭・地域が連携してつながる協働体制の下、未来を担う子どもたちに夢と希望を<u>与え</u>、子どもたちの可能性を伸ばす環境を整えることにより、人間性豊かで創造性・協調性に<u>富む</u>自立した人材の育成を図ります。	1 人間性豊かでたくましい人材の育成 学校・家庭・地域が連携して<u>取り組む</u>協働体制の下、未来を担う子どもたちの夢と希望を<u>育み</u>、子どもたちの可能性を伸ばす環境を整えることにより、人間性豊かで創造性・協調性に<u>富み</u>、<u>複雑・多様化する現代社会にも対応できる</u>自立した人材の育成を図ります。
2 協働による生涯学習のまちづくり 様々な市民や団体等がつながる協働による生涯学習の取り組みを推進し、その成果が社会に還元され、<u>その社会が市民や団体等を育むという好循環を生み出し</u>、全ての市民が生き甲斐を感じられる生涯学習のまちづくり<u>を図ります</u>。	2 協働による生涯学習のまちづくり <u>社会教育施設の整備・充実を図り</u>、様々な市民や団体等がつながる協働による生涯学習の取り組みを推進し、その成果が社会に還元され、社会が市民や団体等を育むという好循環を生み出し、全ての市民が生き甲斐を感じられる生涯学習のまちづくりに<u>取り組みます</u>。
3 子どもの育ちや子育て支援などの課題への対応 <u>地域の人々や団体等をつなぐ「地域コミュニティの拠点」として学校を有効活用する取り組みを推進することにより</u>、<u>子どもの育ちや子育て支援などに関する本市の課題への対応を図ります</u>。	3 子どもの育ちや子育て支援などの推進 <u>子どもの学びや居場所として小学校のプラットフォーム化及びオープン化を推進します</u>。また、地域の協力と多様な人材を活用し、コミュニティの拠点として<u>学校施設の有効活用を進めることで</u>、<u>子どもの育ちや子育て支援などの施策を推進します</u>。
4 スポーツ環境の整備 <u>老若男女が広くスポーツに親しむ環境</u>	4 スポーツ環境の整備 <u>市民がスポーツ・レクリエーションに</u>

<u>を整備し、健康長寿おきなわの復活へつなぐとともに、本市の立地条件を最大限に活用し、スポーツアイランド沖縄の中心的役割を担うためのまちづくりを図ります。</u>	<u>身近に親しむことができる環境の整備を進め、健康長寿おきなわの復活へつなぐとともに、本市の気候や立地条件を最大限に活用し、スポーツアイランド沖縄の中心的役割を担うためのまちづくりに取り組みます。</u>
5 伝統文化の継承発展及び文化活動の支援 郷土の伝統文化を見つめ直し、その貴重な価値を守り、育て、<u>継承発展させ未来へつなぐとともに、未来を担う若者を始めとする全ての世代の文化活動が活発に行われるまちづくりを図ります。</u>	5 伝統文化の継承発展及び文化活動の支援 <u>未来を担う若者を始めとする全ての世代の文化芸術・芸能活動が活発に行われるまちをめざし、郷土の伝統文化を見つめ直し、その貴重な価値を守り、育て、未来へつなぐとともに、市民が文化芸術にふれあう機会の創出と活動への支援を推進します。</u>
この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和<u>31</u>年法律第<u>162</u>号）第<u>1</u>条の<u>3</u>の規定に基づき定めるものです。 この大綱の期間は、<u>平成27年度から平成30年度までの4年間</u>としますが、この期間の途中において、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。	この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和<u>31</u>年法律第<u>162</u>号）第<u>1</u>条の<u>3</u>の規定に基づき定めるものです。 この大綱の期間は、<u>平成31年度から平成34年度までの4年間</u>としますが、この期間の途中において、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。

那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱

平成 30 年度からスタートした第 5 次那覇市総合計画では、子ども・教育・文化に関わるめざすまちの姿として「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA」を掲げ、子どもたちへの支援や教育・文化に対する新たな政策を定めました。

これまでの大綱を受け継ぎ、ここに第 5 次那覇市総合計画に定めた政策の実現に向け新たな大綱を定め、教育及び文化振興に関する施策を教育委員会とともに推進していきます。

1 人間性豊かでたくましい人材の育成

学校・家庭・地域が連携して取り組む協働体制の下、未来を担う子どもたちの夢と希望を育み、子どもたちの可能性を伸ばす環境を整えることにより、人間性豊かで創造性・協調性に富み、複雑・多様化する現代社会にも対応できる自立した人材の育成を図ります。

2 協働による生涯学習のまちづくり

社会教育施設の整備・充実を図り、様々な市民や団体等がつながる協働による生涯学習の取り組みを推進し、その成果が社会に還元され、社会が市民や団体等を育むという好循環を生み出し、全ての市民が生き甲斐を感じられる生涯学習のまちづくりに取り組みます。

3 子どもの育ちや子育て支援などの推進

子どもの学びや居場所として小学校のプラットフォーム化及びオープン化を推進します。また、地域の協力と多様な人材を活用し、コミュニティの拠点として学校施設の有効活用を進めることで、子どもの育ちや子育て支援などの施策を推進します。

4 スポーツ環境の整備

市民がスポーツ・レクリエーションに身近に親しむことができる環境の整備を進め、健康長寿おきなわの復活へつなげるとともに、本市の気候や立地条件を最大限に活用し、スポーツアイランド沖縄の中心的役割を担うためのまちづくりに取り組みます。

5 伝統文化の継承発展及び文化活動の支援

未来を担う若者を始めとする全ての世代の文化芸術・芸能活動が活発に行われるまちをめざし、郷土の伝統文化を見つめ直し、その貴重な価値を守り、育て、未来へつなぐとともに、市民が文化芸術にふれあう機会の創出と活動への支援を推進します。

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 の規定に基づき定めるものです。

この大綱の期間は、平成 31 年度から平成 34 年度までの 4 年間としますが、この期間の途中において、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。

平成 31 年 月 日
那覇市長 城間 幹子

ひと つなぐ まち

那覇市が取り組む

「校区まちづくり協議会支援事業」について

那覇市まちづくり協働推進課

2019.1.24



那覇市が目指す「協働によるまちづくり」

まちづくりの主体・担い手は、ほかならぬ市民であるということが「協働によるまちづくり」の原点です。



地域の課題を発見・共有し、みんなで考え協力して解決するためには、よりよいまちづくりというベクトルを社会全体で共有しながら、市民力・地域力の向上を図ることが必要です。



まちづくり協働推進課では、「協働によるまちづくり」を具現化する施策として……「校区まちづくり協議会支援事業」、「自治会活動育成事業」、「人材データバンク(モデル)事業」、「那覇市協働大使委嘱事業」、「なは市民協働大学・大学院」、「市民活動支援事業」など、様々な施策を展開しています。



構成

1.校区まちづくり協議会とは

2.設立・公募状況

3.校区まちづくり協議会の立ち上げ

4.各校区まちづくり協議会の活動状況及び効果

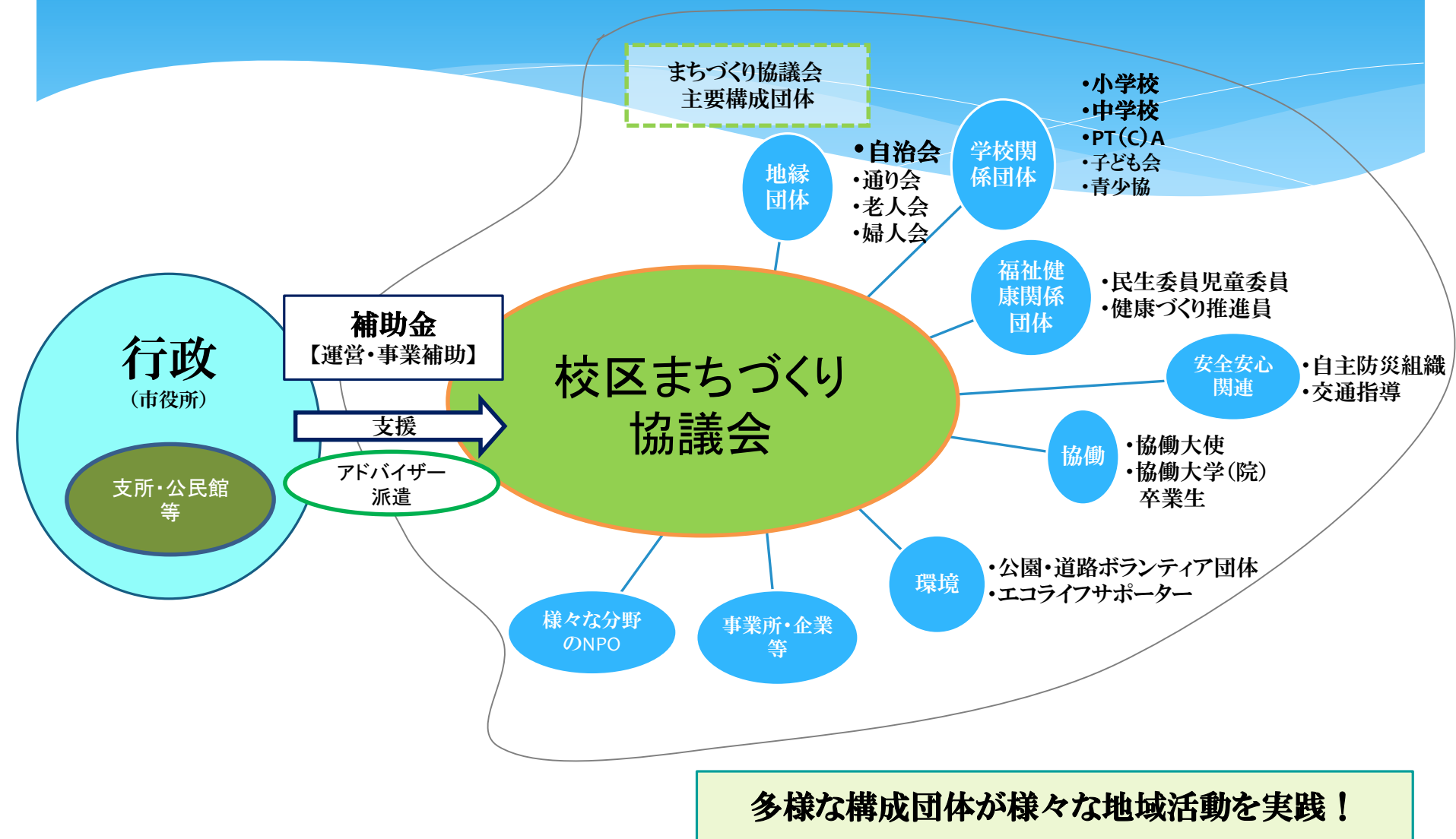
5.各校区まちづくり協議会からの声

6.協働によるまちづくりの10年後のイメージ

1.校区まちづくり協議会とは

各小中学校区内で活動する自治会、PT(C)A及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々に構成する団体が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力しながら、合意形成を図ったうえで、地域の課題解決を図っていくことを目的として、自主的に設立した組織

全体イメージ図



第5次 那覇市 総合計画

2018（平成30）年

 那覇市



なはで暮らし、働き、育てよう！
笑顔広がる元気なまち NAHA
～ みんなでつなごう市民力～

まちづくりの姿勢 02

本計画の推進に当たっては、まちづくりの担い手一人ひとりを結びつける「絆」が重要となります。互いの絆が深まれば、全ての施策の成果がジグソーパズルのようにつながり、やがて面として、

市全体に広がります。次の5つの絆を築いていくことをまちづくりの基本的な姿勢とします。

協働の絆

情報の共有と対話の積み重ねにより、互いの信頼を深めながら、地域への愛着と誇りを持ち、様々な担い手の特性を活かした連携の輪をつなぎます。

平和の絆

過去の苛烈な体験を胸に刻み、先人の平和を願う強い想いを引き継ぎ、さらに発信することで、次代を担う子ども達が安心して暮らせる未来を創ります。

共生の絆

寛容の心が広がり、世代や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、また、性の多様性を尊重し、全ての人々に優しい社会を築きます。

活力の絆

まちの活性化に資する地域資源を最大限に活用し、まち全体が市民の笑顔と活気にあふれ、明日への活力がすみずみまで連鎖する社会を築きます。

共鳴の絆

地域や他自治体の好事例を学び、気づきを共有するとともに、積極的なチャレンジにより成功体験を重ねながら、発展に向けた人々の想いを響かせます。





政策

小さな「わ」が大きな「Wa」に広がる協働によるまちづくり

未来への視点	
つながる力	☆
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

施策1

自治会や校区まちづくり協議会などが活発に活動するまちをつくる

施策概要

- 協働によるまちづくりを推進するうえで、核となる自治会のさらなる活性化や校区まちづくり協議会を全市域に広げること、地域の新しい

人のつながりを発見し、更なる地域コミュニティの活性化を図ります。

現状と課題

- 自治会では、主に親睦事業、環境美化活動、教育、防犯・防災活動、福祉活動を実施し、地域コミュニティの核として様々な事業を行っています。近年、自治会の加入率は低下傾向ではあるものの、子どもを対象とした「学事奨励事業」や高齢者を対象とした「地域見守り活動」に代表される自治会活動は、地域の親睦を深め、安全安心に生活できる環境づくりに寄与しています。
- 現在、核家族化や少子高齢化など、急激に変化する社会情勢のなか、地域コミュニティの希薄化が叫ばれています。本市では、この問題に対応するため、これまでの枠を超えた新たなコミュニティとして「校区まちづくり協議会」を展開しています。2016(平成28)年度に「小学校区コミュニティ基本方針」を策定し、「校区まちづくり協議会支援事業」を市の重要施策として展開し、将来的には市内全域で協議会が立ち上がり、活発な地域活動が広がっている姿を目指しています。
- 校区まちづくり協議会は、校区内で活動する自治会、PT(C)A及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々で構成する団体が、

それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力しながら、合意形成を図ったうえで、地域の課題解決を図っていくことを目的として自主的に設立しており、2017(平成29)年6月末現在、市内には6小学校区あります。各校区では、多様な地域の特色を活かし「学習支援事業」や「美化活動」などを実施しています。

- 自治会・校区まちづくり協議会等の地域コミュニティにおいては、新たな若い人材の発掘が必要とされています。
- NPO活動支援センターと協働大使活動支援センターを統合した「なは市民活動支援センター」を協働によるまちづくりの拠点となる「なは市民協働プラザ」内に設置し、NPOを含む全ての市民活動の支援を展開しています。
- まちづくり活動に携わる市民活動団体への支援体制の構築が検討課題です。

関連条例等

- ◆協働による那覇のまちづくりのために
- ◆いっぽすんだ協働のための手引き
- ◆小学校区コミュニティ推進基本方針

校区まちづくり協議会支援事業全体イメージ図



街の人の声

小中学校区を単位とした人のつながりをつくっていく。

取組の柱と方針

1 自治会や校区まちづくり協議会などの活性化

- 校区内で活動する自治会、PT(C)A及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々で構成する団体が、合意形成を図ったうえで、主体的に校区まちづくり協議会を設立する際に、当該協議会に対する助言等の支援を行います。
- 校区まちづくり協議会を全市域に広げていくために、協議会設立、運営及び活動に対しての支援、財政的支援(補助金の交付)、アドバイザーの派遣等、多様な地域特性を尊重し、その特性に応じた効果的な支援を継続します。さらに、小学校区ごとのカルテづくりを行い、地域の強みや特性等の実態を把握し、校区まちづくり協議会設立に向けたきめ細やかな支援を行います。
- 校区まちづくり協議会支援事業では、その活動状況を広報紙に掲載するなど、協議会設立の機運が地域で高まるよう、周知・広報に努めます。さらに、各協議会の役員等が一堂に会する意見交換会を年1回開催し、各協議会の取り組みや効果的な事例を共有する場を提供しています。これらの取り組みは、新規立ち上げを検討している方への情報提供や関係づくりの場にもなっていることから、今後も

このような自発的な組織結成のための仕組み作りを努めてまいります。

- 那覇市自治会長会連合会及び各自治会の活性化を支援します。
- 多様な団体で構成する校区まちづくり協議会の活動を促進することで、自治会等の団体の新しい人材の育成・発掘に努めます。

2 まちづくり団体の連携を促進する環境づくり

- なは市民活動支援センターを拠点に、市民活動団体間の連携を促進する環境づくりを進めます。
- 楽しくまちづくり活動を実践するための周知・広報に努めます。
- まちづくり活動に関する地域の情報を積極的に発信します。
- まちづくり活動を行う団体への人的・財政的支援を積極的に行います。
- 環境美化や自主防災組織等、地域で活動している団体に対する支援を継続します。
- 企業による地域貢献活動については、企業が地域づくり・まちづくりに積極的に参加することを促すよう、事例の周知・広報に努め、更なる促進を図ります。

取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
市民等と行政が協働しておこなった事業などの件数(累計)	265件 (2016年)	320件	370件
校区まちづくり協議会設立校区数(累計)	6校区 (2016年)	20校区	36校区
なは市民活動支援センターの延べ利用件数(人数)	2,975件 (19,923人) (2016年)	4,500件 (30,000人)	6,000件 (40,000人)

用語解説

- 協働によるまちづくり
市民、事業所、市民活動団体等の地域の構成員と行政が、それぞれ対等で主体的にまちづくりを担っていくという考えです。協働とは、お互いのできることを持ち寄り、楽しみながらまちづくりに参加することです。
- 那覇市市民活動支援センター
市民による自主的・営利目的としない、協働によるまちづくりのための社会貢献活動を行う拠点として「なは市民協働プラザ」内に設置している施設です。



小中学校区まちづくり協議会準備会ワークショップ

2.設立・公募状況

H22～26 小学校区コミュニティモデル事業

- ・ 地域の様々な団体が緩やかに連携し、地域の課題把握と解決を図る
- ・ H23.3月 ①与儀小学校区
- ・ H23.7月 ②石嶺小学校区
- ・ H24.10月 ③若狭小学校区
- ・ H25.2月 ④銘苅小学校区

H27～ 校区まちづくり協議会支援事業

- ・ H26.3月 ⑤曙小学校区
- ・ H28.5月 ⑥仲井真小学校区
- ・ H30.4月 ⑦城西小学校区
- ・ H30.10月 ⑧小祿南小学校区
(現在)
- ・ 準備会2校区・・・天妃小、城南小
- ・ 応募3校区・・・大名小、泊小、城東小

※準備会とは・・・地域での合意形成を図るため、地域住民がワークショップ等を行いながら、協議会の設立を目的としている組織をいう。

補助金	
協議会：年額	546,600円
準備会：年額	96,600円

<天久小>

銘苅・曙校区まち協の影響を受け、協議会設立に向けた話が以前からあるが、校長からも前向きな発言があった。

①<泊小>

H30.9.11に公募に対する応募有

泊小PTAが中心となり、学校・地域等に対し計3回の意見交換を実施。

<真嘉比小>

H30.7.17「真嘉比自治会」において協議会の設立に向けた意見交換を実施。

④<那覇小>

学校、PTA、自治会・民児協等が集まり、計6回の意見交換会が開催され、校区内地域で一体感が芽生え、地域安全マップの作成や防災講話を実施。

<城岳小>

地域活動を行う団体が来課。
校区まち協も含めた地域コミュニティの設立を模索中。公募申請書配布。

⑤<金城小>

H30.5.29自治会・PTAを中心に当該事業説明を実施。CGG(清掃活動)を契機に、協議会設立に向けた機運が高まっている。

<安謝小>

銘苅・曙校区まち協のはざまにあるため、協議会設立に向けた動きがあり、実際に安謝新都心自治会長からも問い合わせがあった。

②<大名小>

H30.7.12に公募に対する応募有

「大名地域福祉推進会」総会にて、協議会設立の合意が得られたため、準備会の設立に向け、地域WSを実施。

2 石嶺小

7 城西小

③<城東小>

H30.11.12公募に対する応募有

城東小学校校区未来わくわく会を中心に学校・自治会・学童クラブが参加した意見交換会を1回実施

<大道小>

那覇市協働によるまちづくり推進協議会主催のゆんたく会に参加した「協働大使」が、協議会の設立に向け、自治会等への働きかけを行っている。

<真地小>

H29年は市民協働大学院にて「はみーず」が、PTA活動について取り上げた。PTAが協議会に対し意識する契機となり、将来的には、協議会設立の可能性あり。

<小禄小>

民生委員児童委員連合会会長が協議会に関心を示し、学校等へのアプローチも踏まえ、小禄小校区での設立を望む発言があった。

6 仲井真小

<校区まちづくり協議会・準備会(H31.1.7日現在)>

協議会 8校区 準備会 2校区(城南小・天妃小)

応募校区 3校区(大名小・泊小・城東小)

H30年度協議会もしくは準備会の設立候補校区 12校区(応募校区含む)

3.校区まちづくり協議会の立ち上げまで(例)

地域(小学校区)で合意形成を図ろう

小学校区内で活動する個人・団体等と情報共有・合意形成を図り、地域の課題解決に向けた組織の設立に向け話し合いを行う。

4月

準備会設立

5月

①ワークショップ(地域の自慢や強み)

6月

②ワークショップ(地域の課題や悩み)

7月

8月

③ワークショップ
(課題改善に向けて地域でできること)

9月

10月

11月

④組織体制の確立、会則、事業計画、
予算の作成など

12月

1月

2月

3月

協議会設立

- ・ 準備会～協議会設立まで1年をかけたスケジュールを想定。
- ・ 引き続き、市の事業説明や地域での合意形成を図りながら、地域課題の洗い出しを目的にワークショップ等を開催する。
- ・ ワークショップ等は、地域の特性や意見を尊重したうえで、手法は変更できる(地域の実情に応じた内容となります)。
- ・ ワークショップ後は、協議会設立に向けた手続きや下記メニューの中から、地域が要望する回を設け、設立準備に取り掛かる。

MENU

A:市長とゆんたくタイム

B:防災講話・自主防災組織
HUG(避難所運営ゲーム)

C:放課後子ども総合プラン

D:地域のフィールドワーク

E:他協議会からのアドバイザー

番外:懇親会(仲良くなろう!!)

第1回ワークショップ「わった一城西地域の自慢・強み」 みんなで地域の自慢・強みについて語り合おう！



第2回ワークショップ「城西地域の課題・悩み」 みんなで地域の課題について話し合おう！



第3回ワークショップ「目的を振り返り、共通認識を図ろう！」



第4回ワークショップ 防災講話「自主防災組織について」・協議会設立に向けて



城西小学校区まちづくり協議会設立総会



那覇市城西小学校区 まちづくり協議会設立総会 平成30年4月17日(火) 於：首里公民館

4.各校区まちづくり協議会の活動状況及び効果

主な活動

与儀小学校区

- ・防犯パトロール、地域一斉清掃、広報紙作成、**よぎトックリキワタまつり**等

石嶺小学校区

- ・いしんみクリーン活動、広報紙作成、ラジオ体操、グラウンドゴルフ大会、**応急法講習会、健康相談コーナー**等

若狭小学校区

- ・土曜朝塾、まちかど特定検診、地域花いっぱい運動、**ヤールーキャラバン(地域防災)**等

銘苅小学校区

- ・**地域ワークショップ**(学社融合、地域福祉、地域防災)等

曙小学校区

- ・地震・津波避難訓練、**寺子屋教室**、夏休みわくわく講座、**パーラー公民館**等

仲井真小学校区

- ・**国場川こいのぼりまつり**、国場川クリーンアップ作戦、身近な職業人に学ぶ仕事のあれこれ等

4.各校区まちづくり協議会の活動状況及び効果

1

地域がつながること

2

団体間の情報共有と連携強化

3

地域課題への対応

- ①地域の美化・清掃
- ②防犯・防災活動
- ③住民同士の交流
- ④団体間の連携
- ⑤子どもに関すること
- ⑥高齢者に関すること
- ⑦その他

4

人材の発掘と育成

5

近隣校区への波及と校区同士の情報共有

5.各校区まちづくり協議会からの声(意見等) (校区意見交換会より)

校区まちづくり協議会の各代表より

【大切だと思うこと】

- ・人と人のつながり
- ・事務局が機能すること
- ・子供たちやお年寄りが活動できる場があること
- ・地域の横の連携(地域企業との連携)
- ・地域と学校の連携(開かれた学校、拠点施設)
- ・広報すること(伝えること)
- ・楽しさと喜びの積み重ね
- ・熱い思い
- ・無理をしないこと

5.各校区まちづくり協議会からの声(意見等) (校区意見交換会より)

校区まちづくり協議会の各代表より

【課題】

- ・財源の確保
- ・若者の人材不足、役員の高齢化
- ・地域活動への負担感(同じ顔ぶれで複数の集まり)
- ・企業をどう巻き込むか

【行政への要望】

- ・市職員の積極的な地域活動への参加
- ・事務局手当てを出してほしい
- ・学校の受け入れ体制の改善

活動内容が違う他の校区との交流で、相乗効果を生む。
学びあいでも新たにに取り組む内容や工夫等が期待される。

6.協働によるまちづくりの 10年後のイメージ

～ひと つなぐ まち～

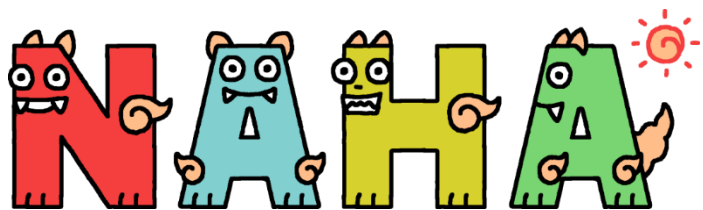




～ひと つなぐ まち～

これからも一緒にまちづくりを楽しんでいきましょう！

ご清聴ありがとうございました。



平成31年1月24日

まちづくり協働推進課

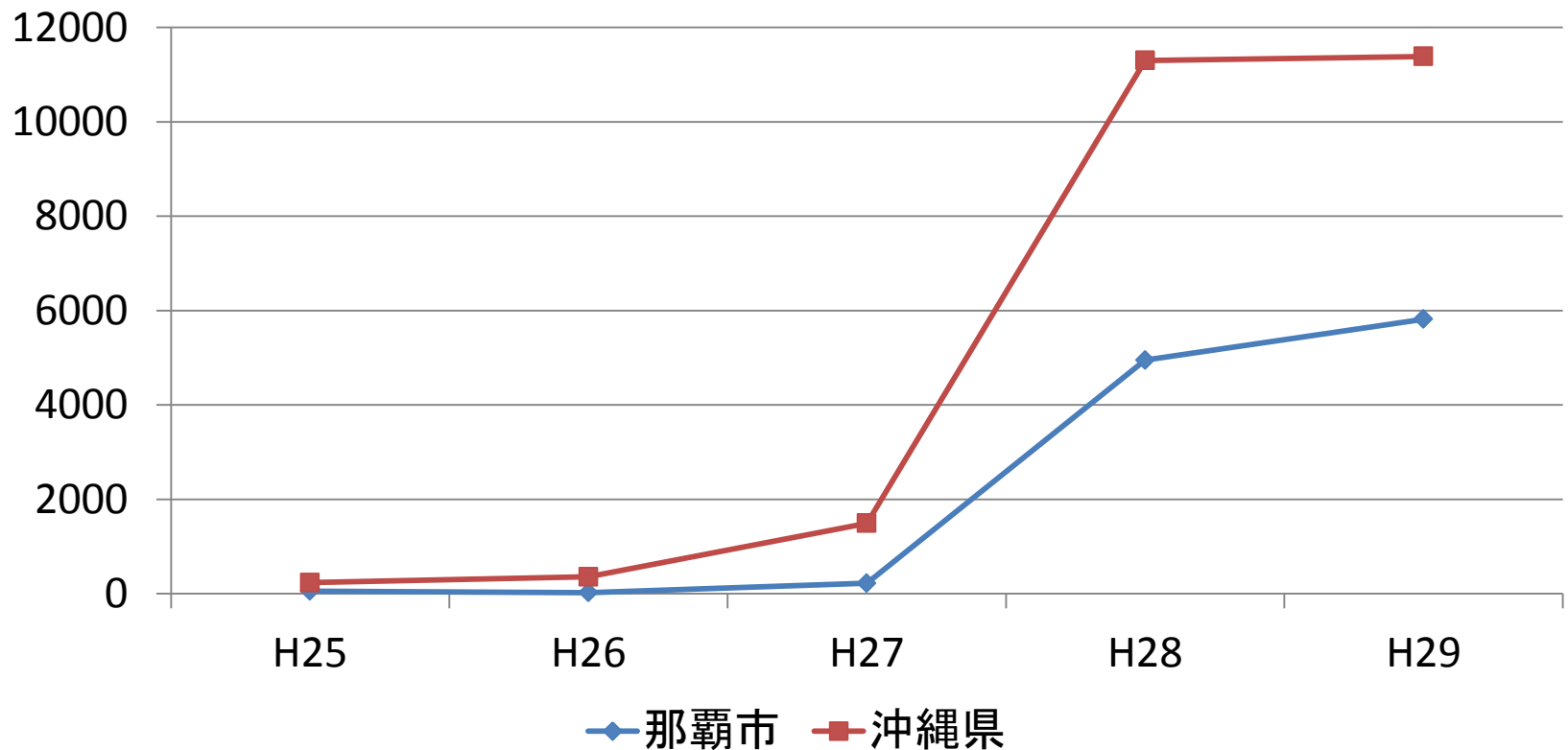
「いじめ」の現状と取り組みについて

2019.1.24(木)

学校教育課

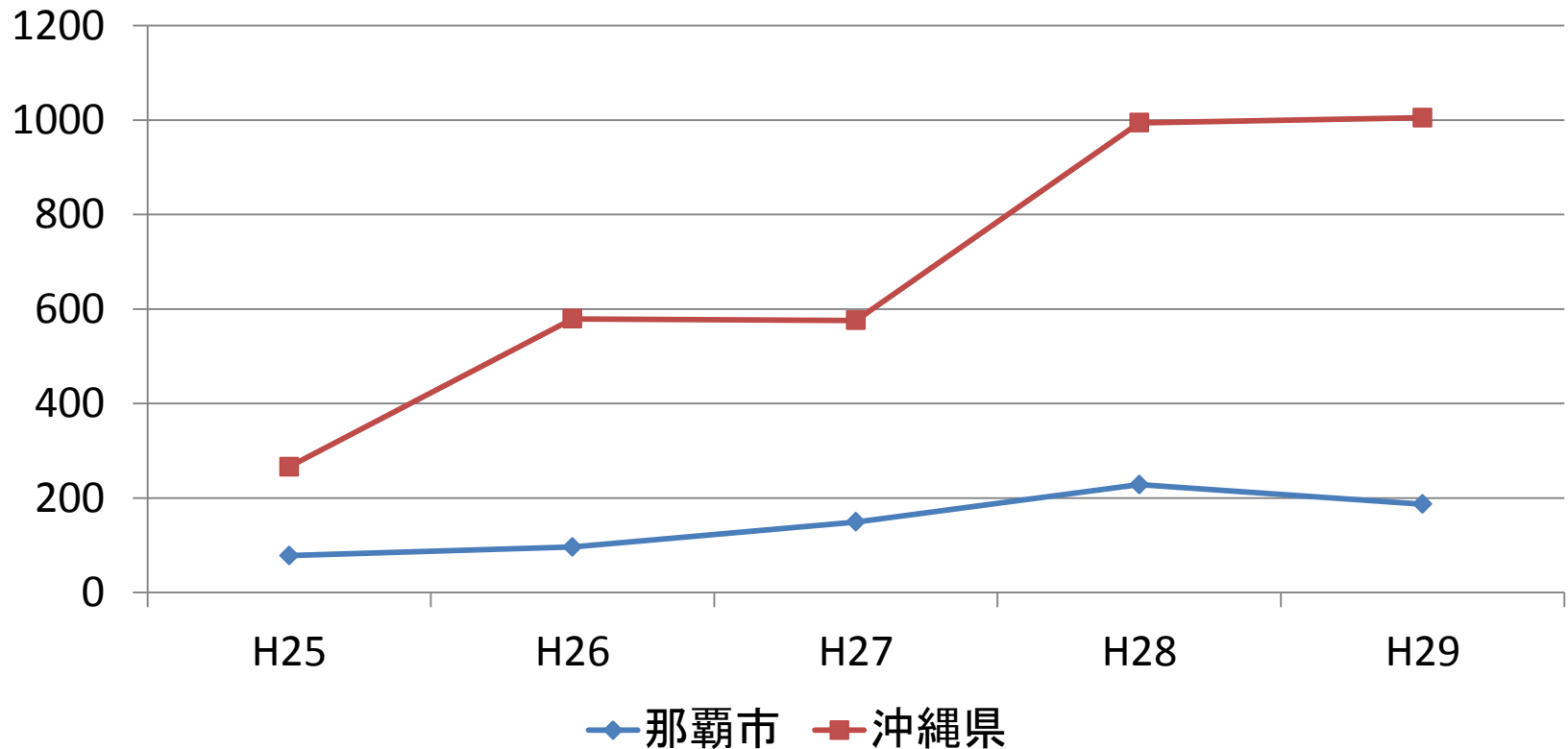
「いじめ」認知件数の推移(小学校)

	H25	H26	H27	H28	H29
全国	118748	122734	151692	237256	317121
沖縄県	232	356	1491	10634	11385
那覇市	54	22	327	4948	5817



「いじめ」認知件数の推移(中学校)

	H25	H26	H27	H28	H29
全国	55248	52971	59502	71309	80424
沖縄県	266	579	576	994	1005
那覇市	78	101	155	228	187



いじめ認知件数の概要

○平成25年いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針が策定され、学校のいじめに対する認識が高まる

○平成26年度から認知件数が増加

（ささいないじめにも教職員の目が行き届いていることの証）

【今後も・・・】

○いじめ見逃し0（ゼロ）

いじめ解消数（解消率）

【小学校】

	H28	H29
認知数	4948	5817
解消数	4036	3363
解消率	81. 6%	57. 8%

【中学校】

	H28	H29
認知数	228	187
解消数	176	74
解消率	77. 2%	39. 6%

いじめ解消定義

【定義】(～平成28年度)

・加害者への指導、加害者が被害者への謝罪等でいじめ解消と判断

【定義】(平成29年度～)いじめ解消の定義が変更

①行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続

②心身の苦痛を感じてないか面接等(被害者や保護者へ)により確認

いじめの解消について

【現状】

- 解消率にばらつきがある

【今後は…】

- 解消数(解消率)を上げる

【対応策】

①「いじめ集計対応表」の活用

- 全てのいじめに対応

- いじめ発生、対応経過、解消まで見落とし等がないように工夫

②いじめ対策委員会等、「組織」で対応

教育委員会の取り組み

「那覇市いじめ防止基本方針」に則り

①「いじめ問題専門委員会」の開催（年3回）

○学識経験者・医師・弁護士等

○事例協議、現状の報告等

②「いじめ防止対策連絡会」の開催（年2回）

○児童相談所・警察署・法務局・校長会

・子育て応援課・教育相談課・学校教育課

・市PTA連合会・学校警察連絡協議会

○事例協議、現状の報告、関係機関の対応等

教育委員会の取り組み

③「いじめ防止啓発月間」の実施

- 毎年9月に実施

④いじめに関する行政説明・研修の実施

- 校長連絡協議会・教頭連絡会

- 生徒指導主事連絡協議会（事例協議等）

- 校内研修（指導主事の派遣）

- 学校・警察連絡協議会（情報交換・協議等）

学校の取り組み

- ①「〇〇学校いじめ防止基本方針」を策定
 - ・保護者・地域へ周知（HP等で）
- ②校内研修の実施
- ③いじめ未然防止の取り組み
 - ・学校独自のリーフレット作成
 - ・生徒会活動（集団づくり・自主性を高める取組）
- ④学校生活アンケートの毎月の実施
- ⑤「いじめ対策委員会」の充実
 - ・組織でいじめ認知、対応

実践事例①学校独自のリーフレット

「いじめを許さない！」学校を目指して

いじめは、絶対に許さない！
みんなで力を合わせれば
いじめは、解決できる！！



いじめられている仲間をみんなで助けよう！見て見ぬふりをせずに、みんなで団結して、いじめのない学級、学校をつくろう！！

文部科学省が昨年10月に発表した、平成28年度（2016年度）における「いじめの認知（発生）件数」は、小学校23万7,921件（前年度15万1,692件）、中学校7万1,309件（前年度5万9,502件）と、特に小学校で増加が目立っている。

いじめの発生のみでは、「アグレッシブな子どもと学校の関係性により発生」が51.6%と最も多く、「本人からの訴え」18.1%、「学校側が発見」11.6%と続いている。いじめられた児童生徒の相談状況では、「学級担任に相談」が77.7%を占めた。

いじめの影響は、「やまゆしやからい、悪口や脅し文句、陰口などを言われる」が62.5%と最も多く、ついで「強くよつかられた、きまぐれにやられた、罵られたりする」、21.6%。パソコンやスマホ・携帯電話を使いいじめは1万783件で、いじめの認知件数に占める割合は3.3%だった。

いじめはどの生徒にも、どこでも起こりえることから、金城中学校では「いじめを許さない学校」を目指して、保護者及び地域と手をたずさえ、生徒一人一人にとって楽しい学校になるよう、教職員一丸となって継続的に取り組んでいきます。（平成30年4月）

【いじめの定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。
（「いじめ」防止対策推進法、より）

いじめの種類

暴力

- ・股を、蹴る。小突く、つねる
- ・鎖を引っ張る
- ・プロレスこっくに足せかけて締めつける
- ・足を引っかけ転ばす
- ・周囲を囲み、ズボンや下着を下げる 等

言葉の暴力（冷やかしの等）

- ・あだ名や悪口を言う
- ・「○○死ね」と言う
- ・やじる、はやし立てる
- ・ヒソヒソ話をする

「さもない」「うさひ」「秋子」と言う

- 仲間はすれや楽園による無視
相手にしない
・知らんぷりをする
・話かけない 口をきかない
・遊びや運動仲間に入れない
・話し合いに入れない
・近くに寄らずに避ける
・にらみつける 罵

たかり

- 物品や金銭を要求する
 - 食べ物をおごれと強要する
 - 家から金銭を持ち出すように命じる
 - 万引きするよう命じる
 - 物品の交換を強要する 等
- 嫌がらせ**

嫌がらせ

- ・嫌がることをおえてする
- ・こわす、固す
- ・持ち物にいたづらをする
- ・落書きをする ・机を離す 等

言葉での脅かし

- ・「手クるとただでは済まんぞ」と言
- ・「ひどい目に遭わせるぞ」と言う
- ・言われたくないことを何度も言う

その他

- ・用足し、着替え、食事等の際の子
- ・用事を言いつけ、相手を酷使する
- ・言いがかりをつけ、不快そうな表情やそ
- ・パソコンや携帯電話で詳細中傷や嫌な
- ・虚偽の情報や噂を流す（言いふらす）



① 友達の悪口や人を傷つける書き込みをしていないか、見直そう。
かきつけた名前を書かなくても、悪口が、たが特定されることがあるよ。

② いたずらや悪ふざけの様子を写真に撮って投稿すると、大きな問題になることもあるよ。

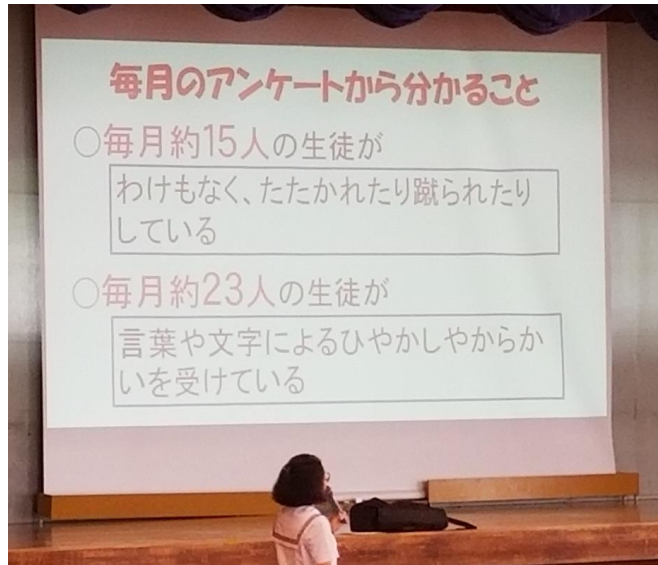
いじめに関する相談機関

- 子育てダイヤル・子ども相談(親子電話相談)
098-869-8753
- 子どもの人権110番
0120-007-110
- 県警少年サポートセンター(サングテレフォンコーナー)
0120-276-556

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- ☐ 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- ☐ イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- ☐ 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- ☐ お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
- ☐ 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- ☐ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ☐ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ☐ 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 落ち込んで見えたり、表情が暗くなる。
- ☐ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- ☐ 先生や友だちを批判する。
- ☐ 親に隠し立てをすることが多くなる。
- ☐ 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ☐ 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない人がよく訪ねてくる。
- ☐ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- ☐ 外に出たがらない。
- ☐ 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- ☐ 電話に敏感になる。
- ☐ 友だちからの電話にていねいな口調で応答する。
- ☐ 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- ☐ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- ☐ 親の学校への出入りを嫌う。
- ☐ 友だちのことを聞かれると怒りっぽくなる。
- ☐ 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心をもつ。

実践事例②生徒会によるいじめ撲滅作戦



不登校の現状と 取り組みについて

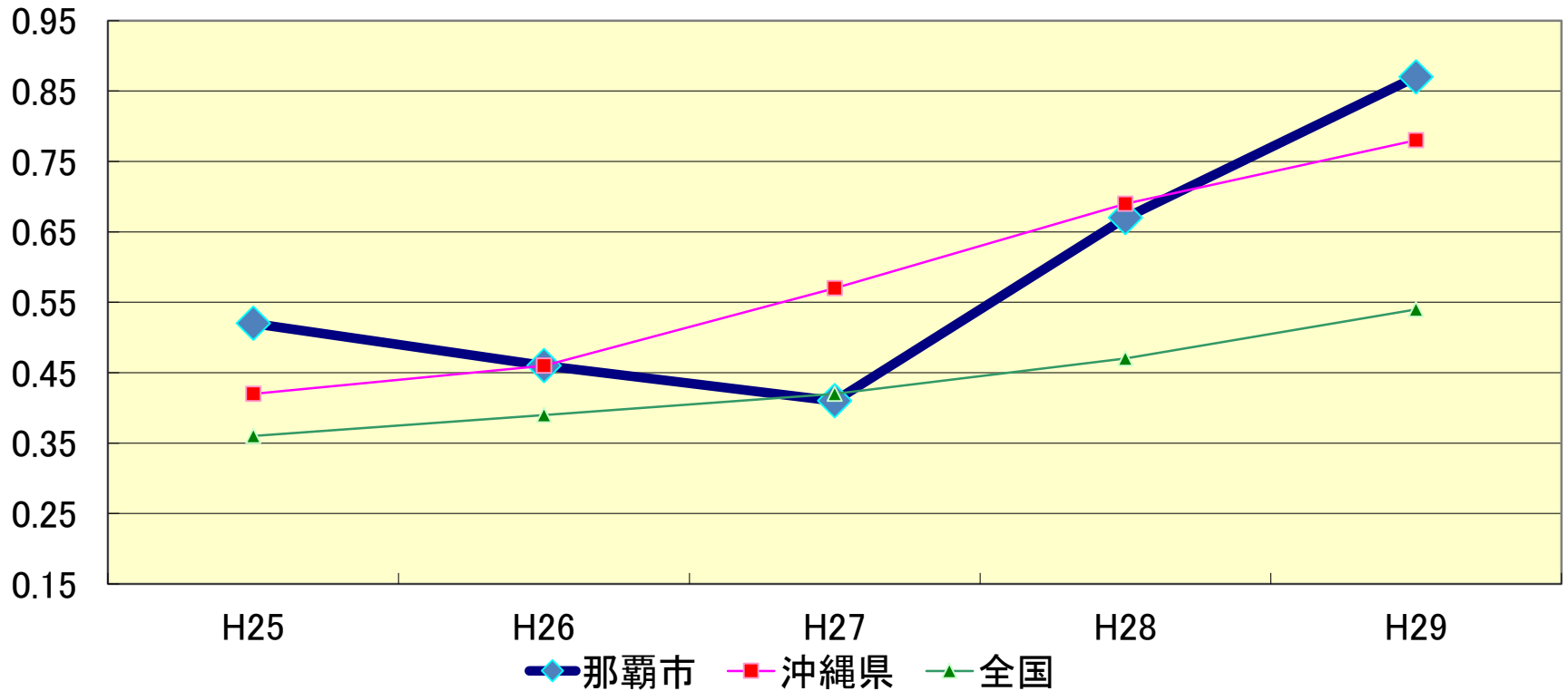
不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的
あるいは社会的要因・背景により、
登校しないあるいはしたくともできな
い状況にあるため

年間30日以上欠席した者のうち病
気や経済的理由による者を除いたも
の

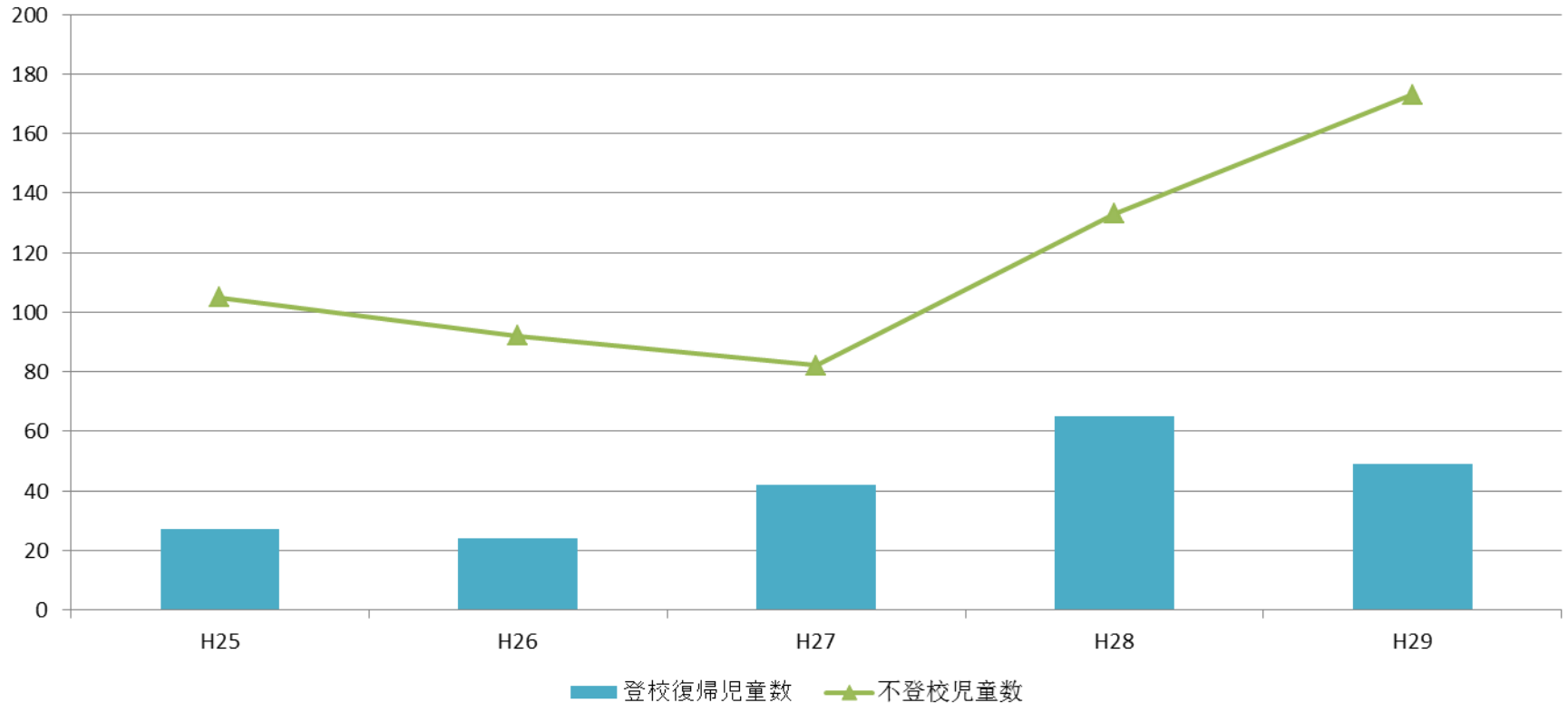
不登校率の推移(小学校)

	H25	H26	H27	H28	H29
全国(%)	0.36	0.39	0.42	0.47	0.54
沖縄県(%)	0.42	0.46	0.57	0.69	0.78
那覇市(%)	0.52	0.46	0.41	0.67	0.87

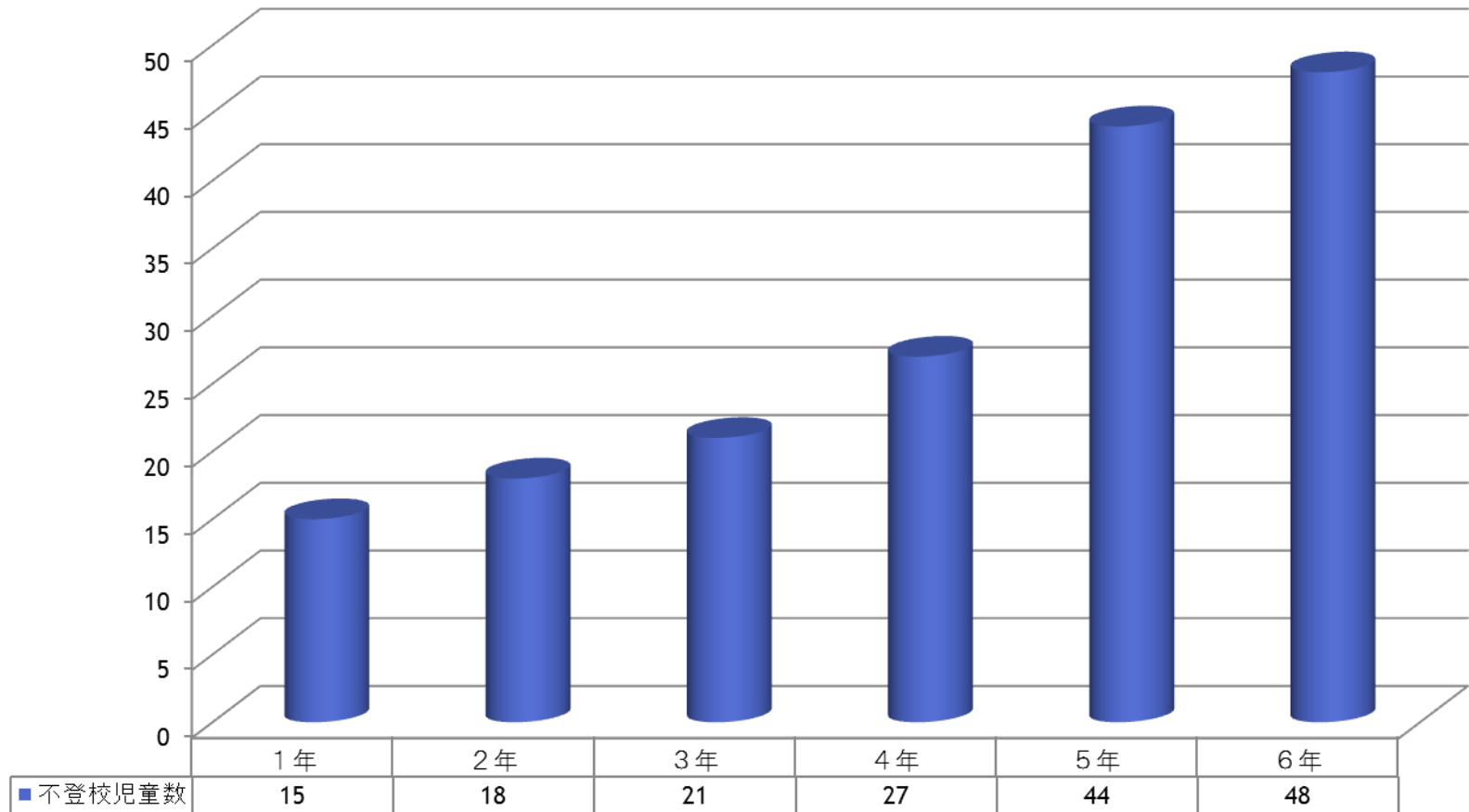


登校復帰状況(小学校)

	H25	H26	H27	H28	H29
不登校児童数	105	92	82	133	173
登校復帰児童数	27	24	42	65	49
登校復帰率（％）	25.7	26.1	51.2	48.9	28.3



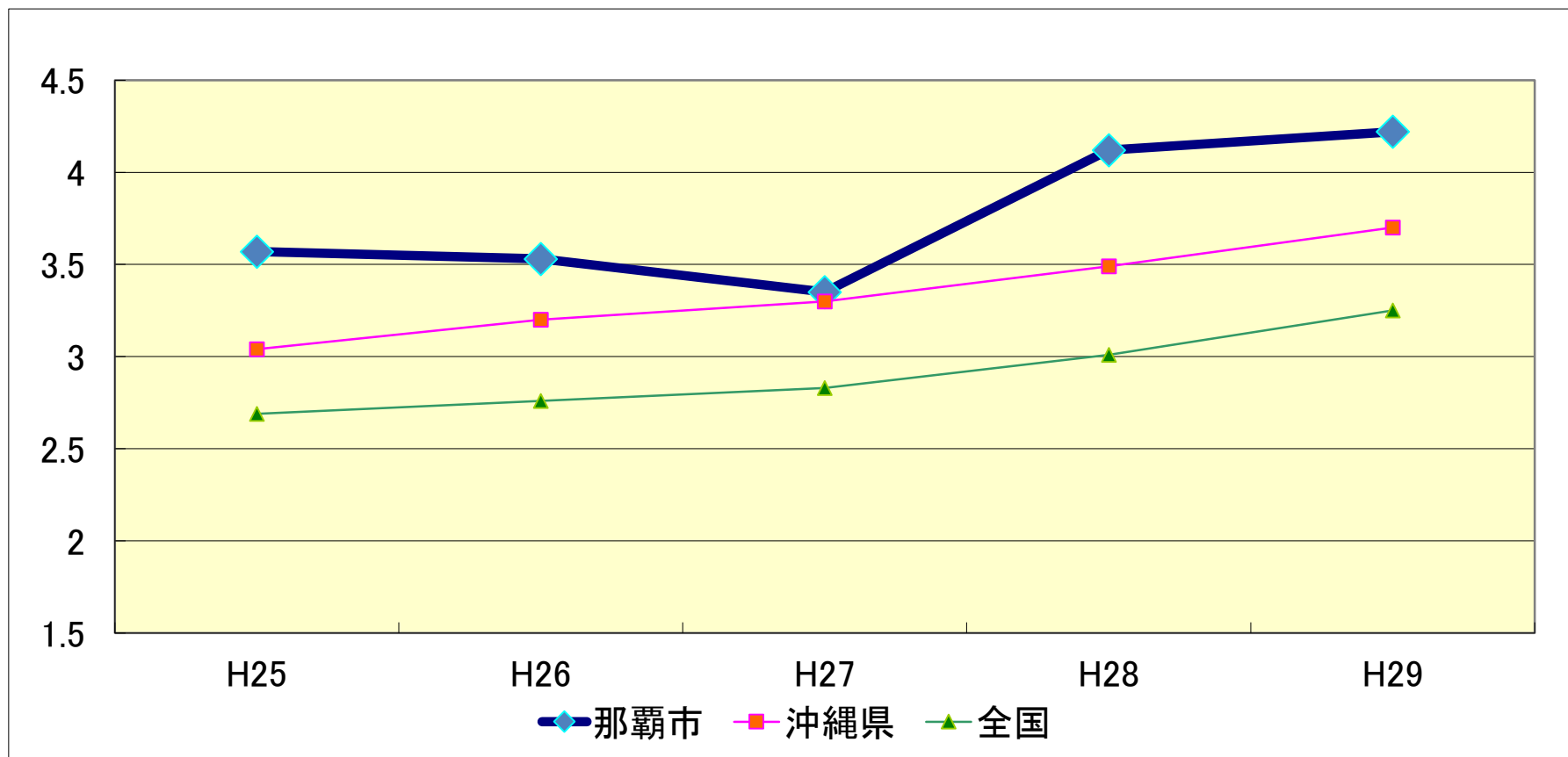
学年別不登校状況(小学校)



H29年度不登校児童数 173名（前年度比 40名増）

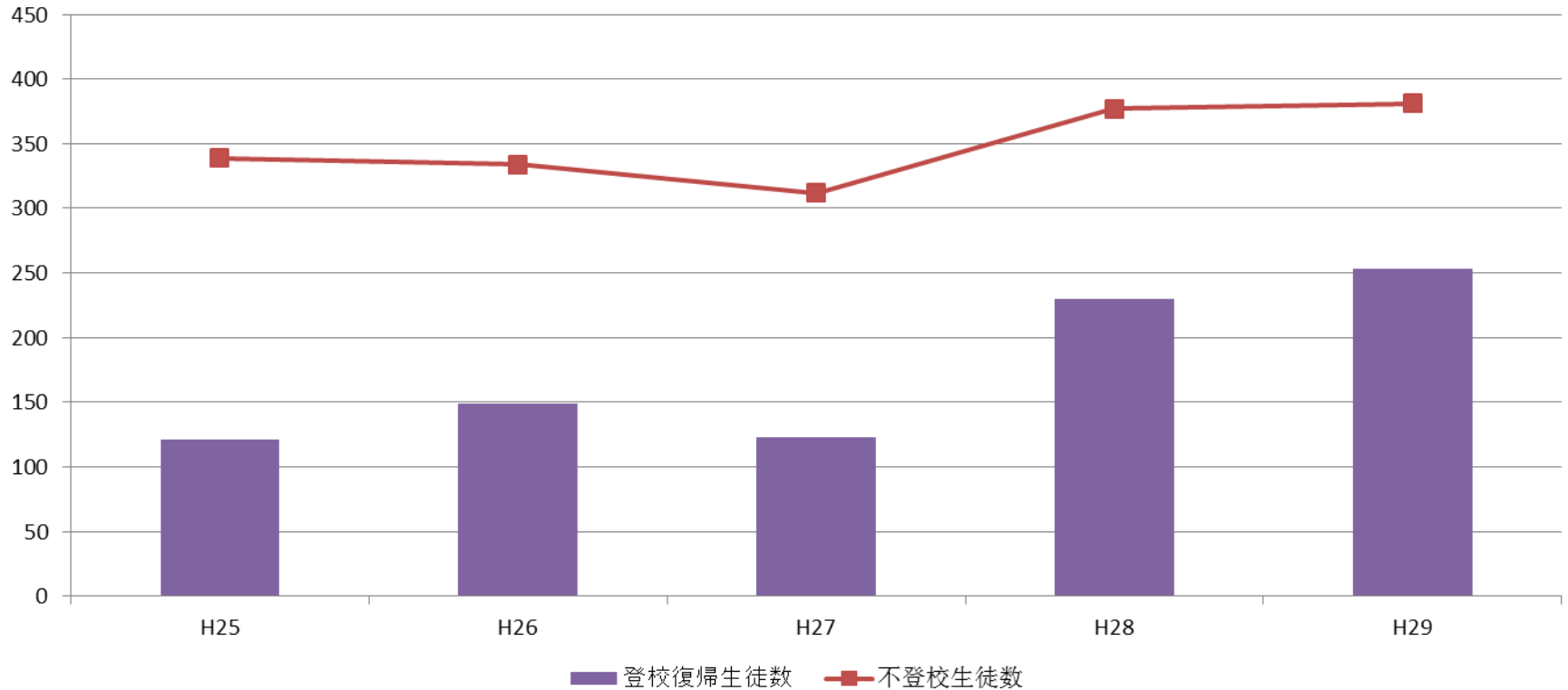
不登校率の推移(中学校)

	H25	H26	H27	H28	H29
全国(%)	2.69	2.76	2.83	3.01	3.25
沖縄県(%)	3.04	3.20	3.30	3.49	3.70
那覇市(%)	3.57	3.53	3.35	4.12	4.22

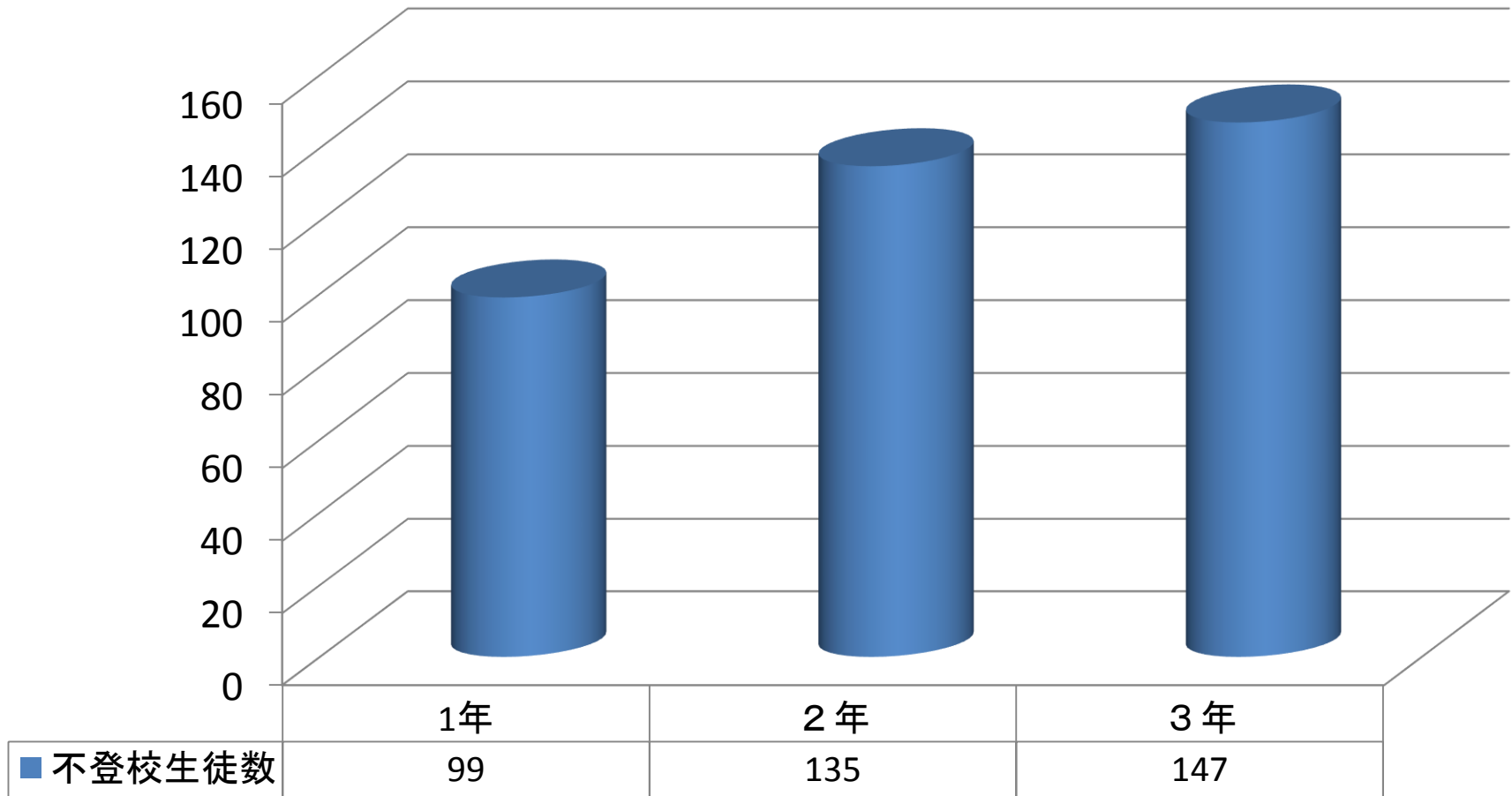


登校復帰状況(中学校)

	H25	H26	H27	H28	H29
不登校生徒数	339	334	312	377	381
登校復帰生徒数	121	149	123	230	253
登校復帰率（％）	35.7	44.6	39.4	61.0	66.4

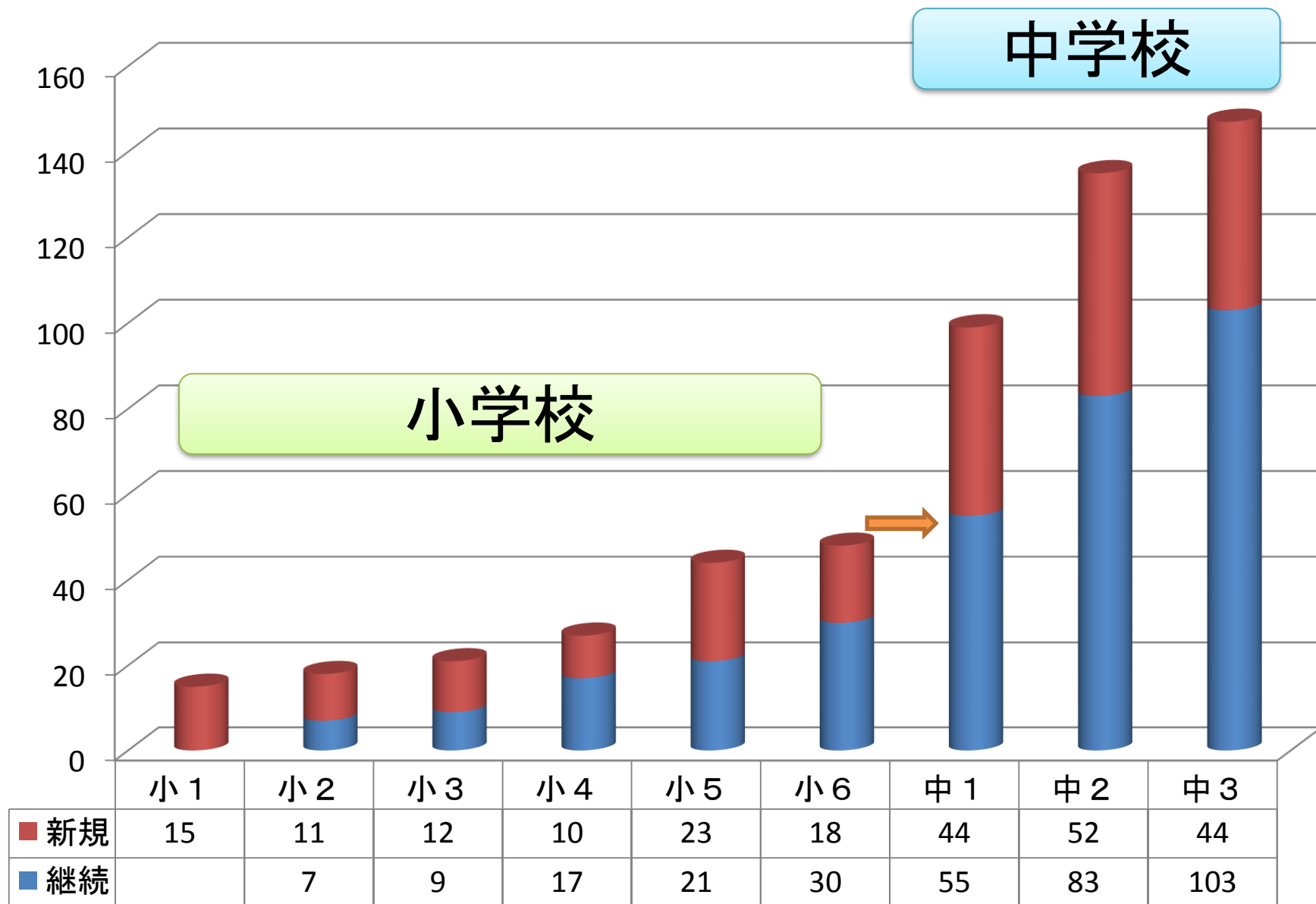


学年別不登校状況(中学校)

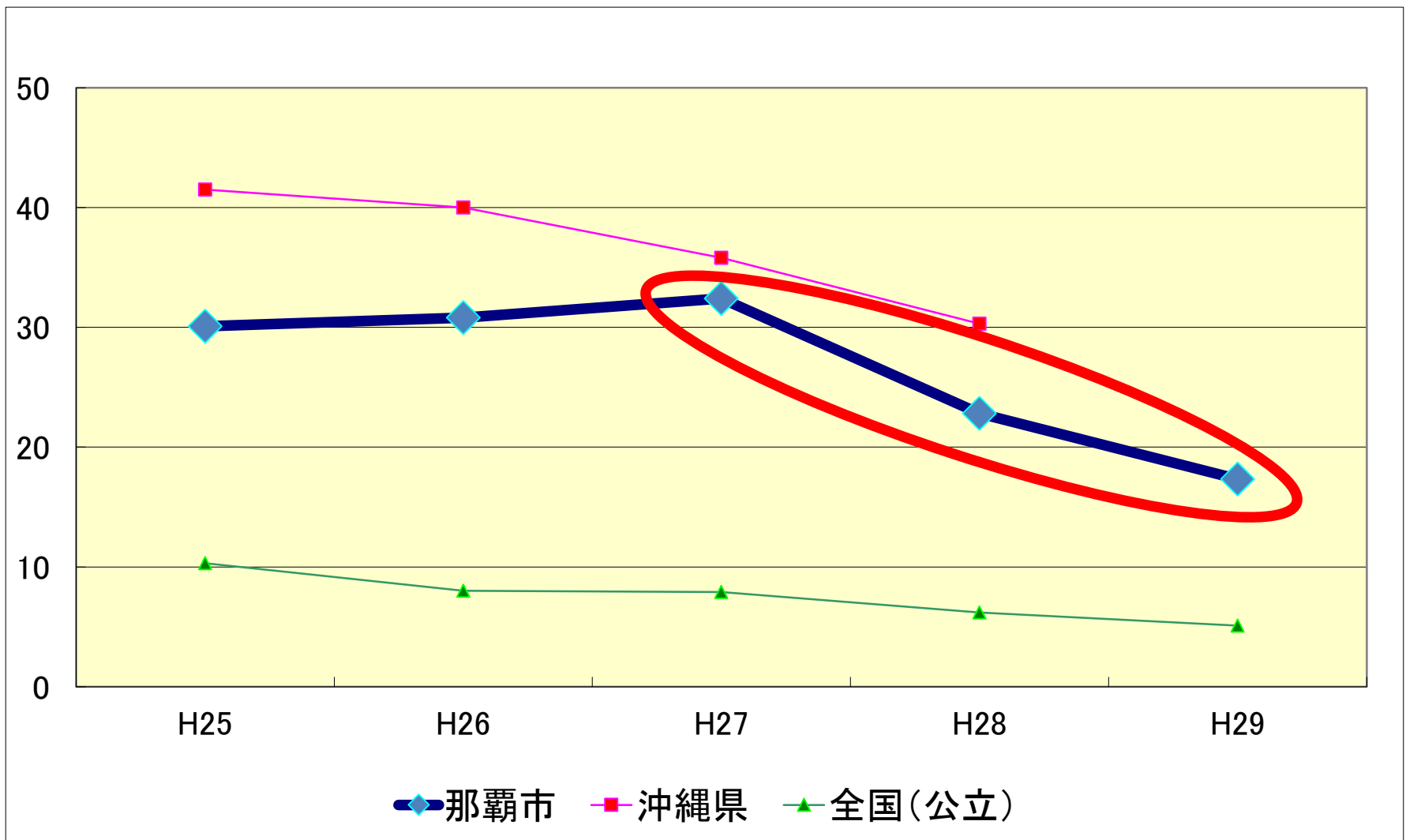


H29年度不登校生徒数 381名（前年度比 **4名増**）

H29不登校児童生徒状況（新規と継続）



不登校に占める遊び非行の割合



教育相談課の取り組み①

- 相談室 「はりゆん」
- 自立支援教室 「きら星学級」
「むぎほ学級」
- 適応指導教室 「あけもどろ学級」
- 学習支援室 「ていんばう」
- 街頭指導 「がいとうポラリス」
- 教育相談支援員 全小中学校に配置
- 子ども寄添支援員 17中学校区に配置

教育相談課の取り組み②

- なは市登校支援リーフレットを全教職員に配布し、周知徹底を図る。
- 5月に不登校状況把握のため、全小中学校を指導主事、心理士、寄添支援員で訪問。
- 毎月、不登校等対策委員会を開催し、那覇市の現状を確認、支援方針等を協議する。

教育相談課の取り組み③

- 不登校対策研修会を年2回開催し、教職員の児童生徒理解のスキルアップを図る。
- 不登校対策に向けた、校内研修の実施
- ケース会議への参加

学校の取り組み

- 支持的風土作り等の学級経営、学校としての取り組みの充実を学校単位で行っている。
- 児童会、生徒会と連携した児童生徒主体の取り組み。
- アセスメントシートを活用した児童生徒理解の浸透。
- 児童生徒が安心して過ごせる居場所の確保。

教育相談課

相談室「はりゆん」

不登校等の様々な悩みを持つ児童生徒や保護者及び教師に対して、臨床心理士等による教育相談・支援を行っており、学校への登校復帰につなげていきます。さらに教職員のメンタルヘルス、校内研修等への職員派遣も行っています。

適応指導教室「あけもどろ学級」



あけもどろ学級では、心理的・情緒的不安が要因で登校できない子ども達に安心できる居場所を与え、自主性や社会性の育成と人間関係の改善を図り、学校適応を促進しています。

学習支援室「ていんばう」

学習支援員が不登校児童生徒の学習支援を行い、社会的適応を促します。

また、過卒生で高校進学希望を抱いている青少年の高等学校入試に向けた学習支援を行うことで社会的自立を促します。さらに、全国最下位である本県の高校進学率の向上を目指します。



教育相談支援員

教育相談支援員を全小中学校に配置し、不登校及び不登校傾向の児童生徒や保護者の相談・支援に取り組んでいます。

また、支援員を対象に研修会を実施し、不登校の現状、未然防止、対応等の情報交換や助言を行っています。

子ども寄添支援員

各中学校区に子ども寄添支援員を派遣し、貧困家庭の児童生徒の実態把握を行い、学校や関係機関と連携し、貧困問題対策に取り組みます。

自立支援教室「きら星学級」

きら星学級では専属の支援員を配置し、遊び・非行傾向等で不登校の児童生徒に対し体験活動等を通して日中の居場所を確保し、学校・社会への適応促進及び将来の社会的自立・自律に向けた支援を行っています。



自立支援教室「おぎほ学級」

貧困家庭で不登校等の児童生徒に日中の居場所を確保し、様々な体験活動を通して、将来の社会的自立・自律に向けた支援を行っています。

街頭指導「がいとうPolaris」



専任指導員や青少年指導員（全中学校区配置）が、青少年の問題行動（不良行為）がよく見られる繁華街、公園、ゲームセンター、カラオケボックス、学校周辺の溜まり場等を巡回し、徘徊する青少年へ積極的に声かけを行い、帰宅を促しています。怠学や夜遊び等、問題行動のある児童生徒に直接指導を行い、必要に応じて関係機関と連携を取り、非行の未然防止や早期対応等を図り、深夜徘徊による青少年の補導人数減少につなげています。

なは市 登校支援リーフレット

那覇市教育委員会教育相談課 平成30年4月(改訂)

早期対応の流れ

「まずは様子を見てみましょう」では長期欠席に移行する恐れがあります。**連続欠席3日までの対応が大切です。**校内で対応方針を整理しておきましょう。

欠席1日目 → 学級担任が状況確認の電話を入れる。

- 家庭から連絡のある時 → 確実に担任へ報告
- 家庭から連絡の無い時 → 担任は始業前に電話

欠席2～3日目 → 学級担任は家庭訪問を行う。

※家庭からの連絡の有無に関わらず家庭訪問を行う。
※理由もなく連続して休んでいる場合は、教育相談支援員や生徒サポーター等の連携も検討する。

欠席4日目～ → 生徒指導主事を中心にチームを組んでアセスメントを行い、組織的対応を行う。

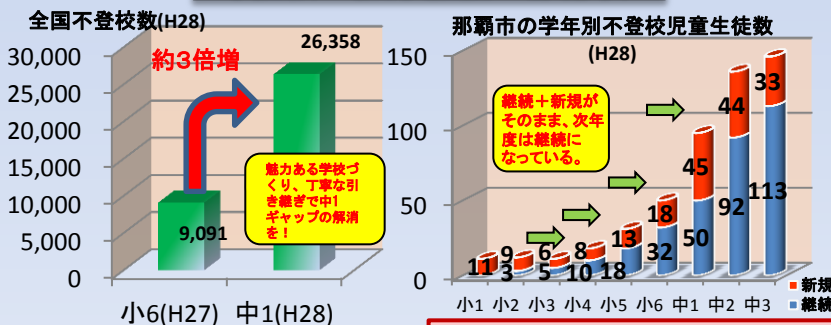
次のステップ → 関係機関との連携を図る。

- 教育相談課 ○学校教育課 ○学務課
- 保護課 ○中央児童相談所 ○民生児童委員
- 子育て支援室 (要保護児童対策地域協議会)
- 警察署 ○その他

不登校の定義 (文部科学省)

連続又は断続して年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況である(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)もの

不登校の状況(全国・那覇市)



小6 → 中1の時期に不登校数は約3倍に増加する。

新たな不登校を生み出さない「不登校の未然防止」「不登校の初期対応」の取り組みが重要！

不登校予防チェックリスト

- ①最近1ヶ月で休日の翌日に欠席が目立つ
- ②最近1ヶ月で特定の曜日に欠席が目立つ
- ③明らかな病気でない欠席が1日以上ある
- ④移動教室等1人で行動することが増える
- ⑤保健室の出入りが増える
- ⑥体調不良を頻繁に訴える
- ⑦特定の教科のある日に欠席・遅刻がある
- ⑧クラブ、部活動への欠席が目立つようになる



保護者との連携

- (1)保護者とのコミュニケーションのポイント
 - ①保護者の話をしっかり聞く。
話をしっかり聞いてくれる先生だと受容感が生まれ関係が築きやすくなります。
(寄り添い・傾き・相傾)
 - ②一方的なアドバイス・批判はしない。
最初から学校の提案を押し付けたりしない。
 - ③不登校を子どもや親の養育態度と決めつけない。
 - (2)保護者と連絡が取れない場合
 - ①養育能力が低い、虐待の可能性、保護者が不安定等 → 子どもも寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)や関係機関との連携
 - (3)教育相談の充実
 - ①教育相談支援員・スクールカウンセラーとの連携
 - ②教育相談課:相談室(はりゆん)の利用
 - ③守秘義務の徹底
- ☆ 子育て支援室 861-5026 ☆ 教育相談課 832-7868

不登校児童生徒の受け入れ体制

- ①温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮する
- ②保健室・相談室及び学校図書館等を活用しつつ徐々に学校生活への適応を図る
- ③個に応じた学習指導の充実を図る

不登校・登校しぶり支援

児童生徒理解

- (1)家庭訪問のポイント
 - ①組織的・計画的な家庭訪問を管理職(校長先生・教頭先生)からのサポート教育相談支援員・生徒サポーターの活用、生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭等の連携
 - ②学校復帰プランの策定
一人一人にあった復帰プランを設定する。
スモールステップでもOK → 成功体験の積み重ねを
- (2)教育相談で信頼関係を築く
 - ①受容と共感で、過度のプレッシャーを与えない。
 - ②ゴールを自分で決めさせる。
 - ③発達障がい疑い → 特別支援の視点での対応を。
教師が判断を誤れば、二次障害で不登校になるケースも
- (3)不登校児童生徒の評価 → 不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針
 - ①学校で方針を検討し共通確認しておく。
 - ②評価についての学校方針を保護者へ事前に説明する。
 - ③学習意欲に応える、自立支援の観点での評価を
 - ④「よくできました」「すばらしいですね」等、賞賛のメッセージを
- (4)個別の児童生徒に対する組織的・計画的支援
 - ①チーム学校でのアセスメント(見極め)
 - ②児童生徒理解・教育支援シート(文科省)の作成

学校組織の強化・連携

- (1)不登校対策会議(類似会議)の開催
 - ①登校支援へ向けて目標を設定
 - ②管理職のリーダーシップとバックアップ
 - ③教育相談支援員・生徒サポーター等との連携
- (2)教師間の連携の必要性
 - ①一人の先生だけで抱え込んでいないか
 - ②複数の視点で多面的な角度から児童生徒への支援を
 - ③教育相談支援員、生徒サポーター等の活用
- (3)居場所づくり
 - ①部分復帰から完全復帰へ、スモールステップで
 - ②相談室・保健室・旗頭・地域のエイサーやダンス教室等
 - ③教育相談課との連携 (TEL 832-7868)
 - 来所相談:相談室(はりゆん)の活用
 - 適応指導教室(あけもどろ学級)
 - 心理的要因による不登校
 - 自立支援教室(きら星学級) → 遊び非行系不登校
- (4)切れ目のない支援の充実
 - ①学校内外の教育環境を整える
 - 地域人材による学習支援
 - ②児童生徒個々に応じて可能性を伸ばす
 - 学校以外の場を活用した支援
 - 教育相談課(がいとうPolaris、ていんぼう)等

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)より抜粋
文部科学省H28.9月